

事務連絡

令和5年2月2日

各都道府県建設業協会

専務理事・事務局長 殿

一般社団法人 全国建設業協会

専務理事 山崎 篤 男

下請債権保全支援事業の延長等について（周知依頼）

平素は本会の活動に対しまして格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、下請債権保全支援事業については、下請建設企業等の債権を保全することにより連鎖倒産を防止し、下請建設企業等の経営及び雇用の安定を図るため創設され、今日まで広く利用されてきたところです。

また、国土交通省では、先般、「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策（令和4年10月28日閣議決定）」に基づき、（一財）建設業振興基金が運営する金融事業について事業の拡充・運用改善を行い、建設業の資金調達円滑化に取り組んでおり、下請債権保全支援事業については、期日前の債権を買い取ることで早期に資金化できるよう制度を拡充し、令和4年12月1日から取扱いを開始したところです。

本事業は、令和4年度末までの事業となっていたところですが、今般、事業期間の期限を令和5年3月31日から令和6年3月31日に延長し、関係者に対し別添1のとおり通知したこと、および現下の資材や原油の価格高騰等が続く状況を踏まえ、別添2のとおり建設業関係の資金繰り対策の活用について、国土交通省より周知依頼がありました。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ですが、本件について、貴会会員企業の皆様に対して周知賜われますよう、よろしくお願い申し上げます。

【添付資料】

- ・国土交通省周知依頼文
- ・別添1 （一財）建設業振興基金宛通知文
- ・別紙2 建設業関係の主な資金繰り対策

以上  
(事業部：山中)